

令和3年度 鹿角市 保育園等入園申込み案内

令和3年4月から下記の保育園・認定こども園へ入園を希望する児童の申し込みを受付します。

●受付期間：令和2年11月2日（月） ～ 令和2年11月30日（月）

●提出先：すこやか子育て課こども家庭応援班（福祉保健センター内）、市内各保育園・認定こども園

【保育園について】

①保育園とは・・・保護者が就労や、病気などのため、家庭でお子さんを保育できないときに、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

②保育時間について…保育園の開園時間は下表のとおりですが、保育時間は保護者の勤務時間及び通勤時間の状況に応じて、その時間の範囲内で決定します。

保育園名	定員	一般保育時間	延長保育時間	入所月齢	住所	電話番号
花輪さくら保育園	220	7:00～18:00	～19:00	生後8週経過後	花輪字上中島 93	23-3445
花輪にこにこ保育園	150	7:30～18:30	～19:00	生後8週経過後	花輪字刈又 19-1	23-4602
わんぱくはうす	80	7:30～18:30	～19:00	生後8週経過後	花輪字上花輪 175-2	23-8438
毛馬内保育園	130	7:00～18:00	～19:00	生後8週経過後	十和田毛馬内字下小路 67	35-2460
錦木保育園	80	7:30～18:30	～19:00	生後8週経過後	十和田錦木字浜田 91-1	35-2402
大湯保育園	50	7:00～18:00	～19:00	生後8週経過後	十和田大湯字下ノ湯 51-13	37-2011

【認定こども園について】

①認定こども園とは…教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ施設です。

②保育時間について…認定こども園の開園時間は下表のとおりですが、保護者の就労状況に応じて決定します。

③利用日について…保育 月～土曜日（祝祭日・年末年始を除く）

教育 月～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

認定こども園名	定員	一般保育時間	延長保育時間	入所月齢	住所	電話番号	
あおぞらこども園	保育	55	7:00～18:00	～19:00	生後8週経過後	花輪字平元向平 30	22-4154
	教育	15	8:30～15:30	なし	3歳児～		
八幡平なかよしセンター	保育	90	7:00～18:00	～19:00	生後8週経過後	八幡平字小豆沢碓 108-1	32-2180
	教育	10	8:30～15:30	なし	3歳児～		

【令和3年度クラス年齢表】

※令和3年4月1日現在の年齢でクラスが決まります。年度途中で誕生日を過ぎてもクラスは変わりません。

クラス	生年月日	クラス	生年月日
0歳児	令和2年4月2日～	3歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日
1歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日	4歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日
2歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日	5歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日

※4月以降の入園希望を想定し、市内全施設の入園状況に応じて調整を行いますので、年度途中の転園希望はお受け出来ない場合があります。転居や転職をお考えの方は、予め検討の上、希望する施設を選択願います。

1. 保育の必要性の認定について

保育園等の利用を希望する場合は、鹿角市に「保育の必要性」の認定を申請します。提出書類から客観的基準（就労や疾病等保育を必要とする事由及びその事由により保育を必要とする時間等）に基づき、保育の必要性を認定します。

【支給認定の申請について】

○保育園等の利用申込みは、保育の必要性の認定の申請も兼ねています。

○児童の認定区分により利用できる施設・事業が異なります。保育認定は、児童の年齢により2号と3号に分かれます。また、保育の必要性（事由・期間等）、必要量についても認定します。

認定区分		児童の年齢	対象の世帯	利用できる主な施設
教育認定	1号認定	3歳～5歳	教育を希望する世帯	幼稚園・認定こども園
保育認定	2号認定	3歳～5歳	保育を必要とする世帯	認可保育園・認定こども園
	3号認定	0歳～2歳		認可保育園・認定こども園

【保育の必要量について】

○2号または3号認定を受ける方は、保育の必要量によってさらに「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。なお、「保育標準時間」と「保育短時間」では保育園等を利用できる時間・料金が異なります。

保育の必要量	保育園等を利用できる時間
保育標準時間	7:00 ～ 18:00 までの 最大11時間
保育短時間	8:00 ～ 16:00 までの 最大8時間

※保育短時間の利用時間はわんぱくはうす7:30～15:30、八幡平なかよしセンター8:30～16:30となります。

2. 保育園の入園基準

児童の保護者が次の表に掲げる事由に該当する場合に入園を申込みできます。また、保育が必要な事由に応じて保育の必要量も変わります。

保育利用要件	保育の実施期間	保育の必要量
①就労	当該年度の3月31日まで (雇用期間が決まっており、更新予定が無い場合はその終了日の属する月まで)	月120時間以上 — 保育標準時間 月120時間未満 — 保育短時間 ※1
②出産	産前8週 ～ 産後8週	保育標準時間
③病気・障害	当該年度の3月31日まで	
④介護・看護等		
⑤災害復旧		
⑥就学・職業訓練	卒業(修了)予定日の属する月の月末まで	
⑦育児休業 ※2	育児休業終了まで	
⑧求職活動 ※3	原則3ヵ月以内	
⑨その他	当該年度の3月31日まで	状況に応じて決定

※1. 就労時間が月120時間未満の場合で、終業時間や移動時間の都合により標準時間の保育を希望する場合は、就労(内定)証明書に必要となる状況を記入の上、提出願います。

※2. 妊娠時に就労要件により保育園等を利用していた児童が、出産要件により継続して保育園等を利用し、その後育児休業を取得した場合に限ります。

※3. 認定期間満了時にまだ就労先が決まっていない場合は、再度求職活動で入園期間更新を申し込むことができますが、より優先度が高い申込みがある場合は更新をお断りさせていただくことがあります。

3. 申込みに必要な書類

- ・提出書類が必要な方は、①児童の保護者 ②同居している65歳未満の祖父母 です。
 - ・同じ住所の場合や同一敷地に住んでいる場合、世帯分離している場合でも同居扱いとなります。
 - ・提出書類と事実と相違があった場合、入園（内定）を取消すことがあります。
 - ・申込み時の状況から変更があった場合は、その都度必要書類を提出してください。
- ※提出書類は封筒に入れ、封をして提出してください。また、提出された書類は、返却できません。

対象者		提出が必要な書類
申請者全員		<input type="checkbox"/> 施設型給付費等教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書 <input type="checkbox"/> 個人番号（マイナンバー）申告書（継続入園で提出済の場合は不要）
児童の保育が必要な状況を確認する書類	就労・ 育児休暇	外勤 <input type="checkbox"/> 就労(内定)証明書 自営業 <input type="checkbox"/> 自営業就労申立書
	出産	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し(出産予定日の分かるページ)
	病気・障害	<input type="checkbox"/> 障害者手帳・療育手帳の写し <input type="checkbox"/> 保育を必要としている事由申立書
	介護・看護等	<input type="checkbox"/> 障害者手帳・介護保険証(認定済み)等の写し <input type="checkbox"/> 保育を必要としている事由申立書
	災害復旧	<input type="checkbox"/> 被災証明書 <input type="checkbox"/> 保育を必要としている事由申立書
	就学・職業訓練	<input type="checkbox"/> 就学・在学証明書(原本)または学生証の写し <input type="checkbox"/> 職業訓練を受講していることが分かる書類 <input type="checkbox"/> 保育を必要としている事由申立書
	求職活動	<input type="checkbox"/> 求職証明書 <input type="checkbox"/> 就労予定申立書

※就労（内定）証明書その他の証明書について、作成を担当する部署が県外にあるなどで、押印した証明書の受け取りに時間を要するなど困難が生じる場合は、電子データにより收受した押印が無い証明書に、送信されたメール文等を印刷し添付することで、証明者の押印に代えることができます。

※各種申立書は、記名者本人が署名する場合は押印不要とします。

4. 広域入所について

「広域入所」とは、保護者の仕事の都合などにより、他市町村の保育所へ入所できる制度です。

○鹿角市にお住まい（住民票がある）で他市町村の施設への入園を希望される場合

本市から希望施設のある市町村へ入園について協議を行いますので、希望する施設の所在、名称をご確認の上、すこやか子育て課 こども家庭応援班へ入園申込を行ってください。

○他市町村にお住まい（住民票がある）で本市の施設への入園を希望する場合

お住まいの市町村に申し込みしていただくこととなりますので、詳細はお住まいの市町村へお問合せください。
 なお、本市への転入を予定されている場合は、転入日以降の入園希望に限り本市で申込を受けておりますので、すこやか子育て課 こども家庭応援班へ入園申込を行ってください。

5. 入園前に準備するもの

入園前に準備するものの一例は以下のとおりです。

施設によって異なりますので、各施設で指示されたものを用意してください。

	0～2 歳児	3～5 歳児
おむつ	○	
肌着・くつした	○	
上着	○	
ズボン	○	
よだれかけ	○	
コップ（水のみ用）	○	
ビニール袋	○	
絵本バッグ	○	○
タオル入れバッグ	○	○
通園バッグ	○	
水筒	○	○
おしぼり	○	○

	0～2 歳児	3～5 歳児
靴（屋外用）	○	○
靴（屋内用）		○
手拭きタオル	○	
掛・敷布団	○	○
バスタオル	○	○
帽子		○
弁当箱・はし		○
歯ブラシ・コップ		○
ハンカチ	○	○
着替え一式		○
パジャマ		○

6. 申込みから入園までの流れについて

保育の必要性の認定申請 ・利用申込み	令和 2 年 11 月 12 日 令和 2 年 11 月 30 日	【受付場所】 市内各保育園・認定こども園 すこやか子育て課こども家庭応援班（福祉保健センター内）
保育の必要性の認定・ 調査	令和 2 年 12 月	○提出書類に基づき、児童ごとに保育の必要性を認定します。 ○必要に応じて、すこやか子育て課こども家庭応援班から家庭 や職場への訪問や電話等で調査・確認を行います。
選考会議	令和 3 年 1 月中旬	○入園希望者が該当保育園等の定員を超える場合は、保育を必 要とする状況を指数化し、入園の優先順位を決め、順位の 高い児童から入園を決定します。
入園承諾	令和 3 年 2 月中旬	○入園承諾書を送付いたします。

【入園保留の場合】 空きのある他保育園への二次申込み、もしくは希望の保育園が空くまで待機となります。

お問い合わせ 鹿角市健康福祉部 すこやか子育て課 こども家庭応援班
電話：0186-30-0235 FAX：0186-30-1257